

## デイサービス利用者の宿泊ニーズ等に関する調査事業実施要綱

### 1 目的

高齢者が住み慣れた地域の在宅で安心して生活を継続するため、居宅要介護者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する居宅要介護者をいう。以下同じ。）及び居宅要支援者（法第8条の2第2項に規定する居宅要支援者をいう。以下同じ。）に対し、緊急・短期間の宿泊等サービスを提供し、家族介護者の負担軽減等を図るためのサービス提供のあり方について検証を行うことを目的とする。

### 2 実施主体

事業の実施主体は市町村及び特別区（以下「市町村」という。）とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる指定認知症対応型通所介護事業者若しくは指定通所介護事業者（以下「デイサービス事業者」という。）又は診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。以下「有床診療所」という。）に委託することができるものとする。

### 3 事業の対象者

事業の対象者（以下「利用者」という。）は実施主体である市町村に居住する居宅要介護者又は居宅要支援者のうち、指定認知症対応型通所介護若しくは指定通所介護又は指定介護予防認知症対応型通所介護若しくは指定介護予防通所介護（以下「デイサービス」という。）を利用している者とする。

### 4 事業の内容

本事業は市町村が行う次の事業とする。なお、事業の周知、広報、運営及び管理を含むものとする。

#### (1) 市町村における調査研究事業

市町村に委員会を設置し、4の(2)の事業の運営管理（事業所等及び利用者

の選定等を含む。) 、実施状況の把握及び当該事業に対する利用者又はその家族等の評価等に関する調査研究を行う事業

(2) 調査研究のための緊急・短期間の宿泊等サービス事業

ア デイサービス事業所での宿泊等サービス事業

利用者に対し、当該利用者が利用する指定認知症対応型通所介護事業所(指定介護予防認知症対応型通所介護事業所を含む。)又は指定通所介護事業所(指定介護予防通所介護事業所を含む。)(以下「デイサービス事業所」という。)において、夜勤職員を常時1名以上配置し、宿泊等サービス(利用者が予めデイサービスの提供を受けることとされている時間帯を除く時間帯に提供される預かりサービスをいう。以下同じ。)(以下「宿泊等サービス」という。)を行う事業

イ 有床診療所での宿泊等サービス事業

市町村が必要と認める利用者に対し、有床診療所の空きベッドを活用し、夜勤職員を常時1名以上配置し、医学的管理の下に宿泊等サービスを行う事業。

5 事業の実施

(1) 必須事業・選択事業

本事業については、4の(1)の事業を必須事業とし、4の(2)の事業のうち、ア又はイのいずれか又は双方を選択して実施するものとする。なお、4の(2)に相当する事業を既に実施している市町村にあつては、4の(1)の事業のみを行うことで差し支えないものとする。

(2) 基本調査情報

4の(1)の事業の実施に当たっては、次に掲げる事項について調査及び実態把握を行うものとする。

ア 4の(2)の事業の実利用者数及び延べ利用者数

イ 利用者又はその家族の本事業に対する評価及び満足度

ウ 利用者を担当する介護支援専門員の評価

エ 本事業に要した経費

オ デイサービスの職員等に与えた影響(勤務ローテーションやデイサービスの時間帯における職員配置状況やケアの提供内容についての変化等)

カ その他市町村が必要と認める管内の実態調査

(例) 短期入所生活介護(基準該当短期入所生活介護を含む。)事業所、指定短期入所療養介護事業所、自主事業で宿泊を提供する(共生型のサービスを含む。)デイサービス事業所の状況等

(3) 宿泊等サービス提供に当たっての指針の策定

市町村は、4の(1)の事業により設置される委員会において、次に掲げる事項に関する指針を定め、4の(2)の事業を行うデイサービス事業所又は有床診療所(以下「宿泊等サービス実施事業所等」という。)は、当該指針を遵守しなければならないものとする。

ア 共通事項

(ア) 利用者の安全及びプライバシーの確保に十分配慮した宿泊スペースの確保のための事項

(イ) 宿泊サービス提供時に最低限確保すべき利用者一人当たりの面積に関する事項

(ウ) 一月当たりの利用回数及び連続宿泊数の上限に関する事項

(エ) 事故発生時の対応に関する事項

(オ) 緊急・短期間の宿泊等サービスを受けるに当たって利用者が負担すべき料金に関する事項

(カ) その他市町村が必要と認める事項

イ 4の(2)のアの事業の実施に関する事項

(ア) かかりつけ医又は地域の医療機関(病院、診療所等)との連携に関する事項

(イ) デイサービス事業所の看護職員との連携に関する事項

(ウ) 防火防災対策に関する事項

ウ 4の(2)のイの事業の実施に関する事項

(ア) 当該有床診療所に入院する他の患者に影響のないよう配慮すべき事項

(イ) 利用者が利用するデイサービス事業所との連携に関する事項

(4) (3)の指針策定において遵守すべき事項

市町村は、5の(3)の指針の策定に当たっては、次に掲げる事項に留意して行うこと。

ア 異性の利用者が同室で宿泊等サービスの提供を受けることがないよう、最低

でもパーティション等を設置することにより、利用者のプライバシーが確保された状態で宿泊等サービスを行うこと。

イ 一人当たりの面積については、著しく狭隘なスペースとならないようにすること。なお、4の(2)のイの事業については6.4平方メートル以上を標準とすること。

ウ 本調査の目的及び趣旨を踏まえ、原則として、一月当たりの利用回数については4回を、連続宿泊数については2泊3日を限度とすること。

エ サービスを受けるに当たって利用者が負担すべき料金については、宿泊等サービスに要する経費の一部及び食費として食材料費及び調理に係る費用に相当する額を設定すること。

オ 防火防災対応に関する事項の策定に当たっては、地域の消防署等との連携を行うこと。

#### (5) 宿泊等サービス利用に関する手続き

ア 利用者の宿泊等のニーズを市町村において把握する観点から、利用者は、宿泊サービス等を利用しようとする際は、予め市町村に対し、利用予定日を明らかにして、申し込みを行うものとする。なお、宿泊等サービス実施事業所等を通じて市町村に申し込みを行うことも差し支えないものとする。

イ 市町村が、アの申し込みを受けた場合は、遅滞なく宿泊等サービス実施事業所等に、その旨を連絡し、宿泊等サービスの提供を行うよう依頼する。

ウ 本事業の実施の目的を勘案し、原則として宿泊の申し込みは概ね一ヶ月前から受け付けることとし、前日までの宿泊の申し込みにも対応可能な体制を確保すること。ただし、宿泊等サービス実施事業所等の勤務ローテーションの状況等を勘案し、緊急・短期間の宿泊等サービスを提供することにより、本来のサービスの提供等に支障があると認められる場合は、指定居宅介護支援事業所等との連携により他のサービスの利用を考慮する等の適切な対応を行うこと。

#### (6) 指定居宅介護支援事業所等との連携

事業の実施に当たっては、指定居宅介護支援事業所等と連携し、あらかじめ利用者の心身の状況、家族の状況、短期入所生活介護や短期入所療養介護等の他の介護保険サービスの利用状況を勘案し、適切なアセスメント及びマネジメントに基づきサービスを提供すること。

## (7) 市町村への報告

宿泊等サービス実施事業所等は、事業の実施状況を毎月ごとに取りまとめ、毎月、市町村に報告を行うこと。

## 6 留意事項

- (1) 本事業を実施する市町村にあつては、平成23年10月21日までに、別紙様式1により調査した結果を集計し、厚生労働省老健局振興課あて中間報告を行うものとする。
- (2) 本事業を実施する市町村にあつては、平成24年4月末日までに、本事業の検証結果を取りまとめ、厚生労働省老健局振興課あて事業の検証結果についての報告を行うものとする。
- (3) 宿泊等サービス実施事業所等は、本事業に要した経費と指定介護保険サービスに要した経費を明確に区分すること。
- (4) 宿泊等サービス実施事業所等において、自主事業として実施する宿泊サービスを提供すること自体は妨げるものではないが、適切な検証を統一的に行う観点から、ある利用者が本事業と当該自主事業の併用をすることがないように本事業の趣旨について利用者や宿泊等サービス実施事業所等への十分な説明を行うこと。
- (5) 本事業を複数のデイサービス事業者等に委託する場合には、少なくとも委託先の一つは指定認知症対応型通所介護事業所とすることが望ましい。また、4の(2)のアの事業を一箇所のデイサービス事業所で行う場合も指定認知症対応型通所介護事業所を優先的に委託先として選定されたい。
- (6) 4の(2)の事業の実施に当たっては、予め事業の実施日を定めておくことは差し支えない。

